

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東山愛光会が開設する東山荘外部サービス利用型指定介護予防施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、介護予防特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定介護予防サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、事業所において、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

第2章 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
(従業者の職種、人員及び職務内容)

第3条 従業者の職種、人員及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上 (常勤兼務)
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 2名以上 (常勤換算)
利用者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。
- (4) 計画作成担当者 1名 (常勤兼務)
特定施設サービス計画の作成を行う。

第3章 入居定員及び居室数

(事業者の名称及び所在地)

第4条 事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東山荘外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業所
- (2) 所在地 岩手県一関市東山町長坂字北磐井里207番地

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 50人
- (2) 居室数 35室

第4章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事業者と受託介護予防サービスの事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び事業所の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及び改定の方法その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

(介護予防サービスの提供)

第7条 事業所は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者と、より適切かつ円滑に介護予防サービスを提供する。

2 事業所は、受託介護予防サービス事業者から介護予防サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的サービスの内容等を文書により報告させる。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第8条 事業所は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活が営むことができるよう支援する上で解決する課題を把握する。

2 計画作成担当者は、前項の解決すべき課題を踏まえ、他の従業員と協議して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及び達成時期、目標達成のための具体的サービス計画の原案を作成し、利用者並びにその家族へ説明し、文書により同意を得る。

3 事業所は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へ交付する。

4 事業所は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。

5 事業所の計画作成担当者は、他の特定施設従業員との連携を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握する。

6 事業所の計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行う。

7 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。

(相談及び援助)

第9条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用料)

第10条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額を生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用

(2) おむつ代

(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業所は、前項の規程により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

(受託介護予防サービス事業者並びに当該事業者の名称、所在地)

第12条 事業所が委託する指定居宅サービス事業所は、次のとおりとする。

(1) 訪問介護いわいり 岩手県一関市東山町長坂字北磐井里207番地

(2) 東山訪問看護ステーション 岩手県一関市東山町長坂字西本町115番地の1

(3) にこにこプラザひがしやま デイサービスセンター

岩手県一関市東山町長坂字北磐井里187番地の3

(4) 穴戸家具部 岩手県一関市大東町摺沢字新右エ門土手6番地2

(5) デイサービスセンター舞川の里 岩手県一関市舞川字堀切72番地4

2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定介護予防サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。

3 前項の指定介護予防サービス以外のサービスは、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防福祉用具貸与、指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第6章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に当たっての留意事項

(介護居室及び居室移動)

第13条 事業所は、利用者の居室は、全室二人部屋とする。

2 居室の移動に関することは、次による。

(1) 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を利用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次のような場合には、事業所に利用していない場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

ア 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき。

イ 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで支障があるとき。

ウ より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。

エ その他すでに利用している居室が適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。

(2) 事業所は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

(3) 移動に関する手続きは、別に定める。

(静養室)

第14条 事業所は、介護を行うために適当な広さを確保する。

(食堂)

第15条 事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

(浴室)

第16条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう配慮する。また、要介護者には特定施設サービス計画に基づいた、サービスの提供をする。

(便所)

第17条 事業所は、必要に応じて各所に便所を設ける。

(機能訓練室)

第18条 事業所は、利用者ができる十分な広さを持つ機能訓練室を設ける。

(喫煙)

第19条 喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力しなければならない。

(飲酒)

第20条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁酒に協力しなければならない。

(衛生保持)

第21条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。

(禁止行為)

第22条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第24条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第25条 利用者の心身の状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第26条 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って、対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

第8章 非常災害対策

第27条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し従業者に周知するとともに、当該計画に従って、避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

第9章 その他運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第28条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(勤務体制等)

第29条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(協力病院等)

第30条 入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。

(掲示)

第31条 特定施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第32条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密をもらさぬよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第33条 サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示を求め、または市町村からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた

場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

- 4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第34条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録と整理)

第35条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) 介護予防特定施設サービス計画

(2) 受託介護予防サービス事業者から報告に係る内容の記録

(3) 受託介護予防サービス事業者の業務の実施状況に関する記録

(4) 市町村への通知に関する事項の記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(9) 業務委託内容の記録

(その他)

第36条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人東山愛光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。